

一般社団法人 日本養豚協会肉豚証明規程

制定 平成9. 9. 1

改正 平成26. 4. 1 2019. 10. 1

(肉豚証明規程)

第1条 一般社団法人日本養豚協会（以下「本会」という。）の日本国内において生産された肉豚の証明は、この規程により行う。

(肉豚証明の資格)

第2条 肉豚証明は、次の各号のいずれかに該当するものについて豚の所有者又は管理者（以下「申込者」という。）が確認した上で本会が行う。ただし、申込者が自ら確認できない場合は本会が別に定める登録委員規程により委嘱した検査員に確認業務を委託することができる。又、(2)にあっては生後30日以内に第1号様式の肉豚生産記録申込書を本会に提出しなければならない。

- (1) 本会が別に定める一腹記録規程の第2条(1)号の子豚登記、一代雑種豚血統証明に係るものに該当し、一腹記録簿に登載されているもの
- (2) 種豚登録豚、子豚登記豚及び一代雑種豚血統証明豚の間に生産され、本会が別に定める基準による耳刻又は入墨が行われたもの、もしくは第1号ひな形の耳標を付けたもの

(肉豚生産記録簿の発行)

第3条 本会が肉豚生産記録をしたときは、第2号ひな形の記録簿を発行する。

(申込み)

第4条 肉豚証明を受けようとする申込者は、本会が別に定める一腹記録規程により発行された記録簿兼申込書の第2号様式、又は前条により発行された肉豚生産記録簿の第3号様式の申込書を本会に提出しなければならない。

(証明書の発行)

第5条 本会が肉豚証明をしたときは、当該肉豚の右耳に第1号ひな形の耳標を付け、第3号ひな形の証明書を発行する。ただし、証明書の有効期間は、発行してから生後300日齢までの間とする。

(取消し)

第6条 本会が肉豚証明に関して虚偽又は不正の行為があると認めるときは、その証明を取り消すものとし、その証明書を本会に返納させるものとする。

(更生)

第7条 肉豚証明に関して錯誤を発見したときは、その証明を更生する。ただし、更生し得ないものは前条の例により処理する。

(料金)

第8条 証明料及びその他の料金は、次のとおりとする。

- (1) 肉豚生産記録受付手数料 1腹につき(会員) 無料 (生後30日以内)
- 同 同(会員外) 200円(税込 220円) 同
- 同 1腹につき 4,000円(税込 4,400円) (生後31日以上)

- | | | | |
|-----|-----------------------------|-------|-------------------|
| (2) | 肉豚証明料 | 1頭につき | 400円（税込 440円） |
| (3) | 肉豚生産記録確認料 | 1腹につき | 1,000円（税込 1,100円） |
| | （申込者と同一組織に所属する検査員以外に委託した場合） | | |

（料金の納付）

第9条 前条の料金は、申込みの際に納付するものとする。既に納付した料金はいかなる場合でも返還しない。

（特別の費用）

第10条 肉豚証明に関して生産記録確認等のため第7条の料金以外の特別の費用を必要とする場合には、申込者はその一部又は全部を負担しなければならない。

（事務手続）

第11条 この規程によって行う事務手続は、本会が別に定める登録等事務処理要領により行う。

（電子申請）

第12条 申込者又は委託団体が、登録等事務処理要領に定めるシステム利用者登録を行い、電子申請を利用した場合は、本規程に定める申込書を提出したものとみなす。

附則

1. この内規は平成9年9月1日よりこれを施行する。
2. 平成17年3月31日までの間に、社団法人 日本種豚登録協会によりなされた純粋種肉豚証明については、この内規によりなされたものとみなす。
3. 平成22年3月31日までの間に、社団法人 日本養豚協会によりなされた純粋種肉豚証明については、この規程によりなされたものとみなす。
4. 平成24年3月31日までの間に、一般社団法人 日本養豚協会によりなされた純粋種肉豚証明については、この規程によりなされたものとみなす。
5. この規程の変更は平成26年4月1日よりこれを施行する。
6. この規程の変更は2019年10月1日よりこれを施行する。